

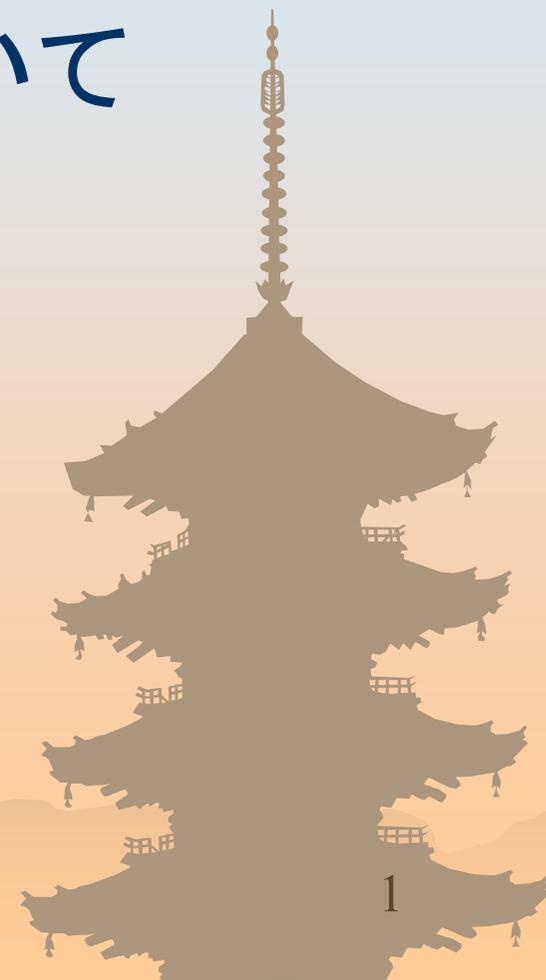
京都府の支援制度で保全団体の活動が進んだ事例

京都府条例による指定希少野生生物 の保全団体支援制度について

京都府文化環境部
自然環境保全課

島 純 一

2014年3月6日



はじめに

京都府自然環境保全課は、
こんなことをやっています。



希少生物の保護



外来種の対策



府自然環境保全地域



国定公園



レッドデータブック



京都府生物多様性戦略
生物多様性地域戦略

本日の内容

- I. 京都府条例の概要
- II. 指定希少野生生物の管理者制度
- III. 京都府の支援制度の概要
- IV. 今後の課題
- V. 参考としたカナダ絶滅危惧種法

京都府絶滅のおそれのある 野生生物の保全に関する条例

コンセプト

2007年10月制定

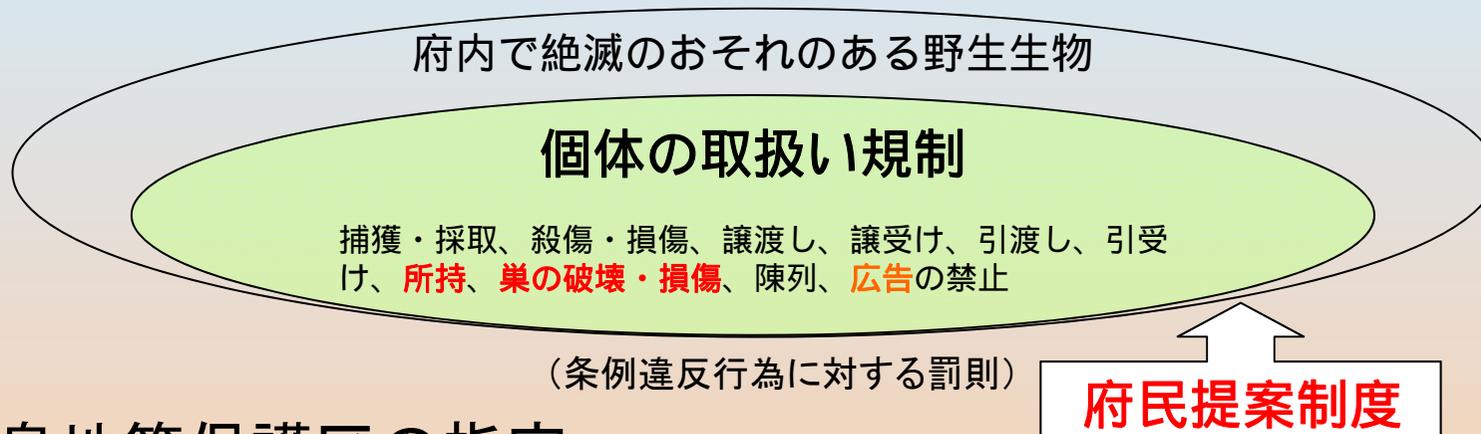
- ①野生生物の種を絶滅の危機から救うための手だてやルールに関して必要な事項を定める。
- ②保全団体が地域住民などと協働して行う保全の取組を府が積極的に支援

カナダ絶滅危惧種法の
生息地ステewardシップ制度がモデル

京都府条例の概要

規制措置

指定希少野生生物の指定



生息地等保護区の指定

監視地区 (要届出)	建築物の新築等、土地の開墾、土石採取など
管理地区 (要許可)	建築物の新築等、土地の開墾、土石採取、木竹伐採、 餌付け、他地域からの同種の移入
立入制限地区 (禁止)	

(条例違反行為に対する罰則)

京都府条例の概要

指定希少野生生物の取り扱い規制

指定希少野生生物に指定

捕獲・採取、
殺傷・損傷
の禁止

所持・譲渡し・
陳列・広告の
禁止

巣の破壊・
損傷の禁止

京都府条例の概要

指定希少野生生物

現在25種を指定(うち、7種が府民提案)



ニホンカワネズミ
(絶滅危惧種)



ヤマコウモリ
(絶滅寸前種)



オヒキコウモリ
(絶滅寸前種)



ニホンモモンガ
(絶滅危惧種)



ヒメクロウミツバメ
(絶滅危惧種)



オオタカ
(絶滅危惧種)



タマシギ
(絶滅危惧種)



コアシサシ
(絶滅危惧種)



ブッポウソウ
(絶滅寸前種)



カスミサンショウウオ
(絶滅寸前種)

京都府条例の概要



アベサンショウウオ
(絶滅寸前種)



オオサンショウウオ
(絶滅危惧種)



ナゴヤダルマガエル
(絶滅寸前種)



イタセンバラ
(絶滅寸前種)



アコモトキ
(絶滅寸前種)



ヒマイトトンボ
(絶滅寸前種)



カタハガイ
(絶滅危惧種)



フクジュソウ
(絶滅寸前種)



オグラコウホネ
(絶滅寸前種)



レンリソウ
(絶滅寸前種)



フナバラソウ
(絶滅寸前種)



イワギリソウ
(絶滅寸前種)



オオキンレイカ
(絶滅寸前種)



ホソバミスゴケ
(絶滅危惧種)



ヘニバナヤマシャクヤク
(絶滅寸前種)

都道府県別 希少種保全関連条例の指定種区分

指定種数(種)



京都府条例の概要

生息地等保全地区

生息地等保全地区を指定し、土地の改変等を規制

監視地区

建築物の新築等、土地の開墾、土石採取などの開発行為には届出が必要です。

管理地区

建築物の新築等、土地の開墾、土石採取、木竹伐採、**餌付け**
他地域からの同種の導入などには許可が必要です。

立入制限地区

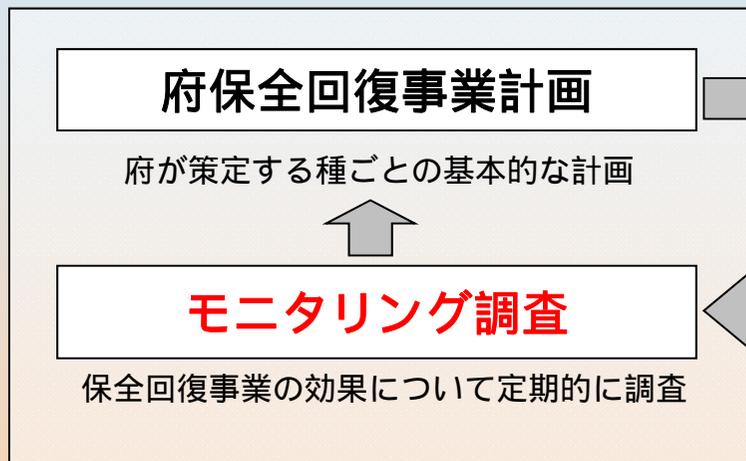
地権者の同意を得て立入制限措置

京都府条例の概要

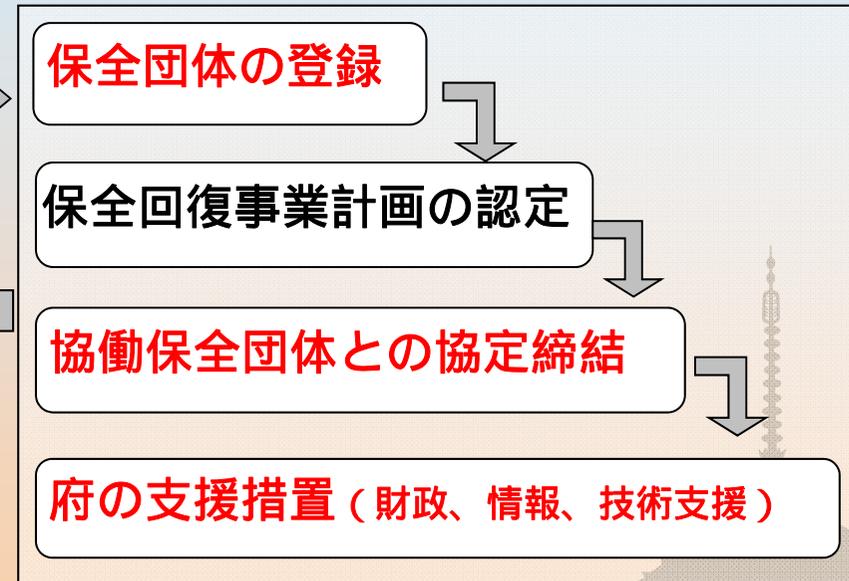
保全対策

赤字は府の独自措置

計画・調査



府民協働による保全回復措置



支援

希少野生生物保全推進員

野生生物の保全に関し識見を有する人に委嘱

支援

.指定希少野生生物の管理者制度

登録保全団体

(保全団体の登録等)

第35条 **保全団体は**、地域住民、土地の所有者、野生生物に関し識見を有する者、他の保全団体と協働して保全回復事業を行おうとする場合は、知事の登録を受けることができる。

(要件) 35条第3号

- ①保全の活動実績又は技術的能力を有していること。
- ②保全活動を安定的・継続的できること。
- ③保全活動を地域住民等と協働して行うこと。

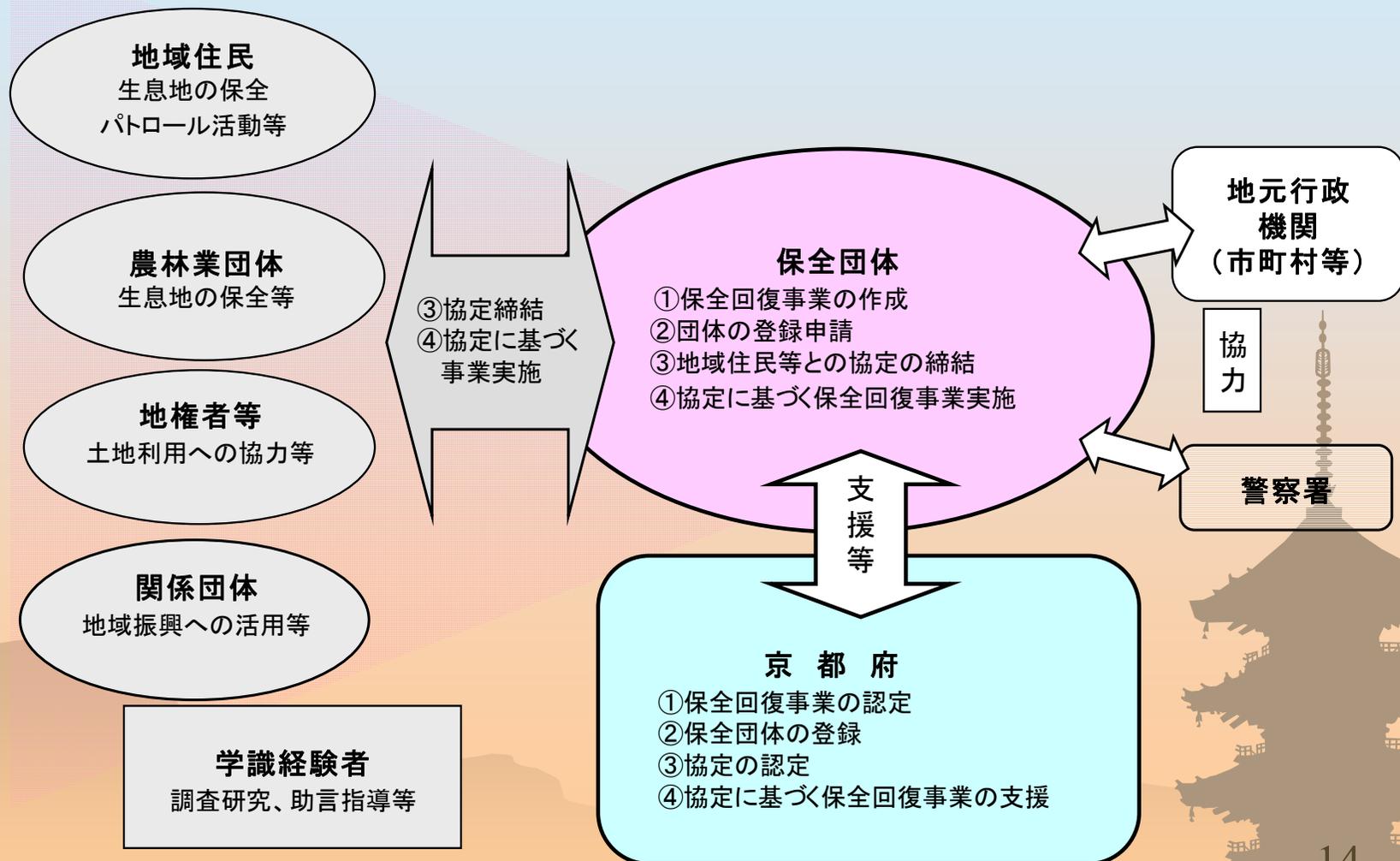
.指定希少野生生物の管理者制度

登録保全団体の協定制度

(指定希少野生生物の保全回復事業に関する協定)

第38条 第32条第3項の規定により認定を受けた保全回復事業を実施する**登録団体**は、当該保全回復事業をより効果的に実施するため、**地域住民等と保全回復事業に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。**

指定希少野生生物の管理者制度 保全協定



.指定希少野生生物の管理者制度

登録団体と保全協定

アユモドキ



亀岡人と自然のネットワーク

オオキンレイカ



青葉山レンジャー隊

オグラコウホネ



乙訓の自然を守る会

カスミサンショウウオ



やましり里山の会
鹿背山倶楽部

フナバラソウ／レンリソウ



やましり里山の会

ベニバナヤマシャクヤク



美山産官学公連携協議会
雲ヶ畑・足谷 人と自然の会

京都府の支援制度の概要

登録保全団体のメリット

- 1 要許可行為の適用除外 (条例第33条第2項)
- 2 登録団体は、知事に府保全回復事業計画の変更を提案できる (条例第41条)
- 3 府の支援〈補助制度・技術的助言・情報提供〉 (条例第42条)



京都府の支援制度の概要

補助制度

補助事業者：**協定を締結した登録保全団体**

(基幹事業)

- ・調査研究
- ・規制の周知・監視
- ・外来生物防除
- ・府保全回復事業計画で府が主体的に取り組む事業

【補助率10／10】

(その他事業)

- ・生息地の環境維持・改善
- ・学習啓発、
- ・関係機関との連絡調整
- ・その他府保全回復事業計画に位置付けられた事業

【補助率1／2以内】

京都府の支援制度の概要

補助制度

(基幹事業)



生息調査
(その他事業)



外来魚駆除



密漁パトロール



観察会

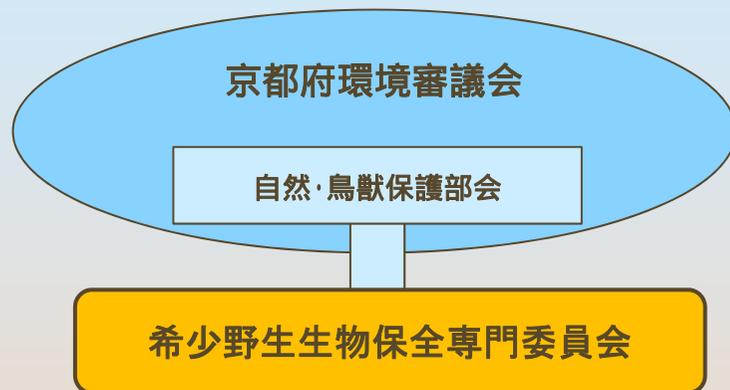


間伐



子ども向けの学習会

希少野生生物保全専門委員会



京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会の
専門委員会として設置

府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例関係

(指定希少野生生物の候補種選定, 生息地等保護地区の候補地選定, 保全方策の評価と助言、調査方法・生息地外保全への助言など)

京都府レッドデータブック関係

(レッドデータブックの点検・見直し, 調査方法など)

生物多様性地域戦略関連

今後の課題

◎現時点で登録保全団体がまだ7団体と少なく、**保全団体の養成**からはじめる必要がある。

◎既存の保全団体も多くが**後継者の育成**が課題となっている。

◎**指定後のモニタリング**が十分に行えていない。

参考としたカナダ絶滅危惧種法

カナダ絶滅危惧種法 Species at Risk Act (SARA)

全142セクション(条文)

- ①絶滅危惧種の資源評価を行う学識者委員会「**カナダ絶滅危惧種現状委員会(COSWIC)**」に関すること。
- ②**絶滅危惧種のリスト**に関すること。
- ③絶滅危惧種の**回復戦略・行動計画**に関すること。
- ④絶滅危惧種の捕獲採取や巢の破壊、重要生息地の破壊などの**規制**に関すること。
- ⑤**生息地スチュワードシップ(管理者)制度**に関すること。

参考としたカナダ絶滅危惧種法

カナダ絶滅危惧種現状委員会(COSEWIC)

The Committee on the Status of Endangered Wildlife in Canada)

「科学性」を担保するため、生物学に基づく絶滅危惧種の現状について評価を行う委員会を連邦政府が設置（19名の科学者により構成）

研究報告として毎年「**現状報告(ステータスレポート)**」を作成して、連邦政府の環境大臣とカナダ絶滅危惧種保全会議に提出する。

COSEWIC LIST

「絶滅(EXTINCT)12種」、「国内野生絶滅(EXTIRPATED)21種」、
「絶滅危惧種(ENDANGERED)169種」、「危急種(THREATENED)114種」、
「特別重要種(SPECIAL CONCERN)140種」 / 2004年5月版

参考としたカナダ絶滅危惧種法

国民による提案制度

【公開制度】

連邦政府は、法の「透明性」を担保し、国民との意見交換や協議を行えるよう、COSEWICのステータスレポートをインターネットや報告書、公聴会で広く国民に公開する。

【提案制度】

COSEWICに対し、誰でも特定の野生生物種の現状評価や生存の脅威に晒されている場合の評価を申し込むことができる。

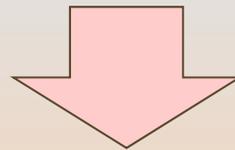
【評価制度】

COSEWICは、提案に対して1年以内に評価を行い、その理由とともに、申請者に通知をしなければならない。

参考としたカナダ絶滅危惧種法

カナダ連邦政府リスト

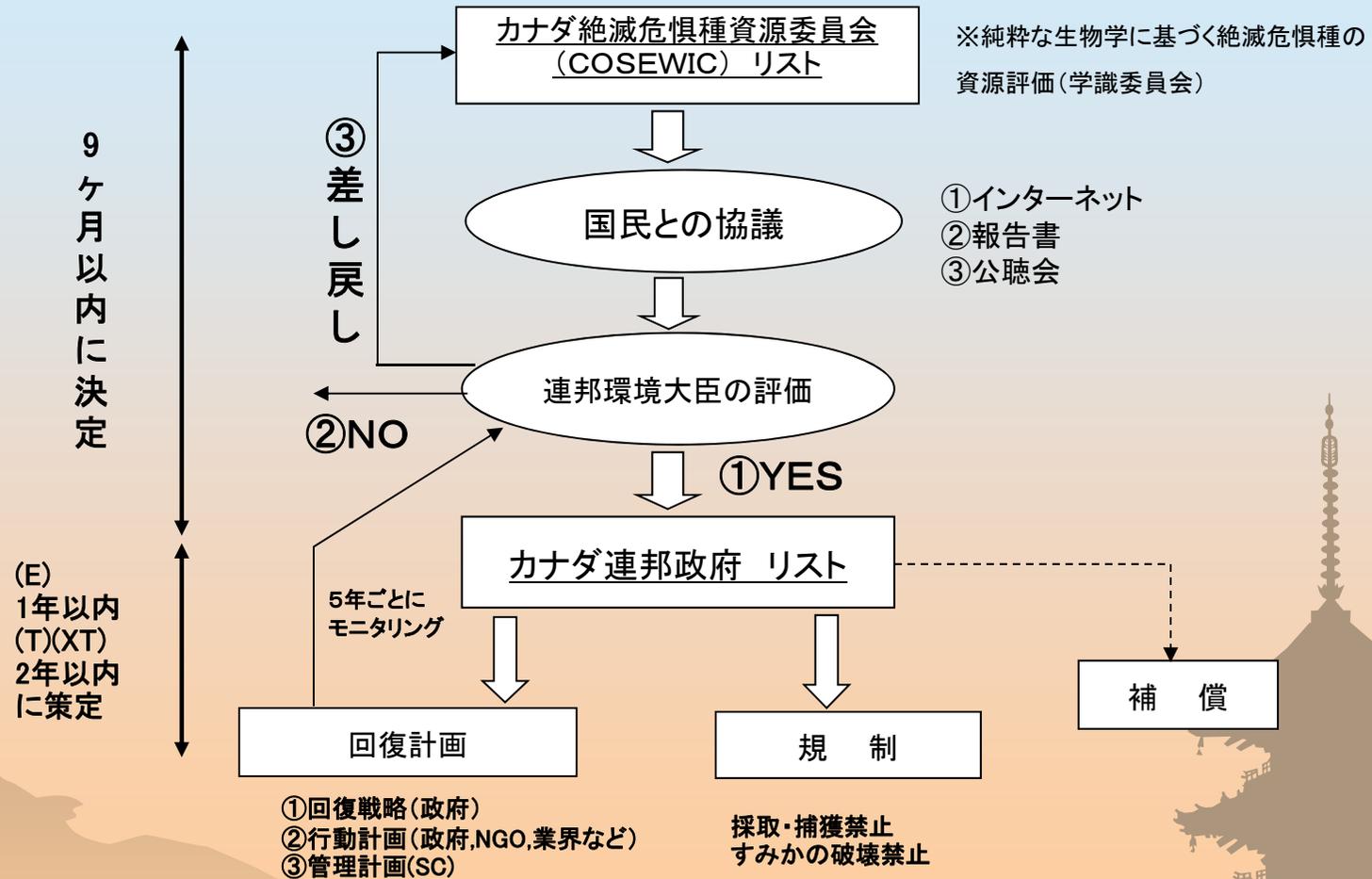
環境大臣は、COSEWICのステータスレポートが提出されて9ヶ月以内にCOSEWICリストの評価を行い、連邦政府リストとして掲載(内閣に提出)するか、しないか決定しなければならない。



【連邦政府リストに掲載種】

- ・**捕獲採取の禁止、巣・すみかの破壊の禁止**などの規制措置がかかる
- ・**回復戦略や行動計画の策定**しなければならない。
期限→絶滅危惧種(E) 1年以内に策定
危急種(T),特別重要種(SC) 2年以内に策定

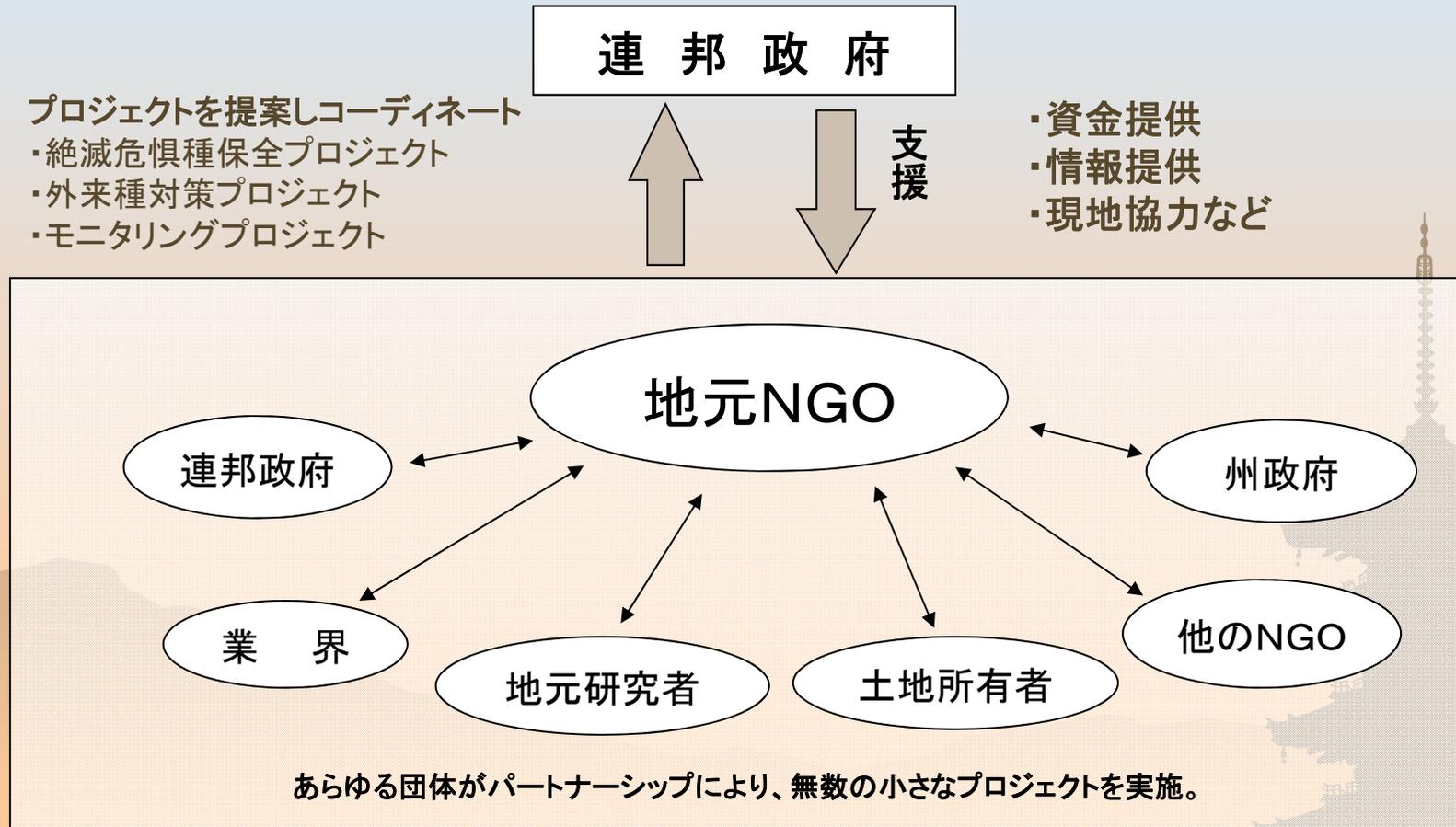
参考としたカナダ絶滅危惧種法



参考としたカナダ絶滅危惧種法

生息地スチュワードシップ制度 Habitat Stewardship Program (HSP)

地元NGOなどが提案する絶滅危惧種の回復プロジェクトに対し、
連邦政府が支援する制度



参考としたカナダ絶滅危惧種法

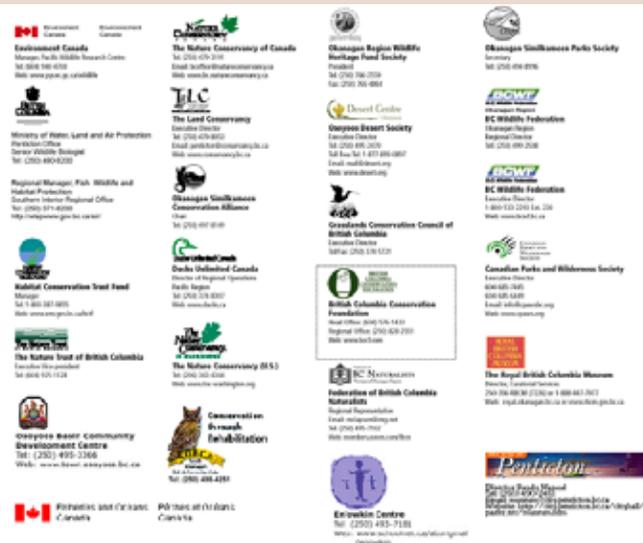
南オカナガン・シミルカミン保全計画



ホワイトレイク

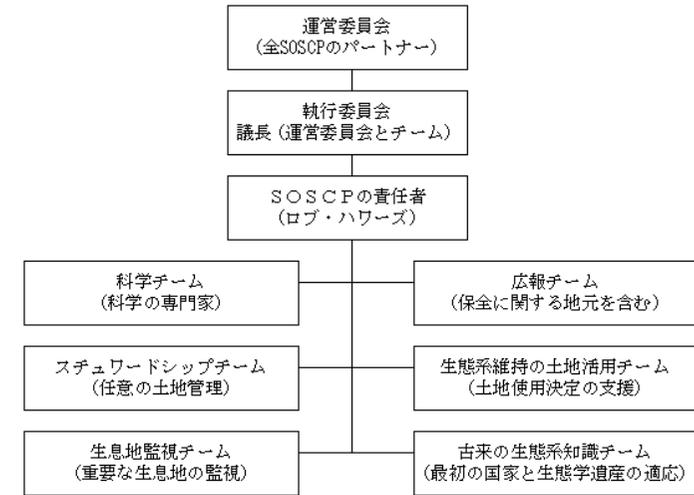


アンテロープ・ブッシュ



パートナー(32団体のNGOや政府機関)

【組織体系図】



保全回復チーム

参考としたカナダ絶滅危惧種法

ギャリー・オークの生態系回復チーム ブリティッシュコロンビア州



ギャリーオーク



外来植物を除去後に復元

